

心身障害者タクシー利用助成事業

次のとおり、心身に障害を持つ方がタクシーを利用した際に料金の一部を助成する事業を実施します。申請は、三宅村役場担当課または出張所にて受けて、該当者には助成券を発行します。

- 1 実施期間 平成29年4月01日（土） から
平成30年3月31日（土） まで
- 2 使用区域 三宅村内
- 3 対象者 身体障害者手帳（1～6級）、愛の手帳、精神保健福祉手のいずれかをお持ちで下記のいずれにも該当する者
 - ・三宅村に住所を有し、居住していること
 - ・施設に入所していないこと
- 4 助成額 ①上記対象者（身体障害者手帳のみ1～4級）で平成28年度住民税非課税者
申請のあった月から来年3月までの月数
× 4,000円分（500円券8枚）
②上記対象者の平成28年度住民税課税者と
身体障害者手帳5．6級の方
申請のあった月から来年3月までの月数
× 2,000円分（500円券4枚）
の助成券を発行します。
- 5 担当窓口 三宅村役場 福祉健康課 福祉係 電話5-0902